

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

# 安全スタッフ

## 特集

労災防止は地道に そしてやれることから

警備業全体の発展を考え

オールマイティセキュリティサービス

## ニュース

死傷災害 11万 1349 人に

厚労省 平成 23 年の労働災害確定値

## トップ&キーマンインタビュー

所員の「安全意識の自立」を目標に

久保 隆道さん

WEB版はカラーでご覧になれます!!

WEB登録(無料)のお問い合わせは



0120-972-825

No.2164

2012

6 / 15

# 社労士が教える 労災認定の境界線

<執筆>

一般社団法人SRアップ21高知会  
結城社会保険労務士事務所  
所長 結城茂久

第131回

清掃業中小事業主が浄化槽の点検中、ハチに刺され負傷

## ■ 災害のあらまし ■

S社は、浄化槽の点検などの清掃業を営んでいる。地元の電力会社からの発注で、電力会社の寮の裏手において、2カ月に1回の浄化槽の点検の作業を行っていた。

被災者Tは、S社の代表取締役であって労災保険法による中小事業主として特別加入していた。8月某日午前11時35分頃浄化槽の点検作業中、突如ハチに首のうしろを刺され、その瞬間の痛みがひどく、その場に倒れこんだ際、さらに右肘も擦り傷を負うケガをした。

## ■ 判断 ■

業務遂行性は、特に問題はなく、ハチに刺される危険がある労働環境において、ハチに刺されたのであるから、業務起因性の可能性が大きく業務上。

## ■ 解説 ■

被災者Tは労働者ではないが、中小事業主として特別加入（その業務の実情、災害の発生状況などからみて、特に労働者に準じて保護することが適当であると認められた事業主）をしているとのことにより労働者と同様の扱いとなる。

労災としての認定は、「業務遂行性」と「業務起因性」の有無で判断される。

この場合、地元の電力会社よりS社へ発注されたもので会社の業務の一環であり、「業務遂行性」として問題はないと思われる。また、電力会社の寮の裏手で作業当初からハチが数匹飛び回っておりハチを刺激しないように、ハチを避けながら注意を払って作業を行っていたようである。従って、浄化槽の点検作業は、業務に内在する危険が現実化したものとみることがで

きる。すなわち、点検業務によって発生したものである。

ただし、被災者Tの私的行為や恣意的行為によって発生した災害（ハチに刺された）は、業務外とされる。例えば、ふざけてハチを刺激してハチに刺された場合や点検業務以外で、個人の意味でハチを駆除しようとしてハチに刺されたような場合は、業務外と判断される可能性が高い。

このほかに、土砂切り取り作業中ハチに刺されショック死した次の事例がある。

〔事実〕労働者Fは、同僚とともにS川右岸護岸築堤工事現場で築堤用モッコに入れ運搬中、土ハチに左大腿部を刺され死亡した。ハチの巣は、労働者も使用者も事故が発生するまではどこにあるのか全然知らなかったが、当該土砂の切取鏝先約30cm程度の土砂中にあり、巣のある箇所も切り取るようになっていた。当日は数匹のハチが作業場附近を飛び回っており、労働者も使用者もどこかに巣があるのだろうと思っていた。

〔判断〕このケースは、危険な作業条件によって生じたものと認められるから、土砂切り取り作業に起因する業務上の死亡である（昭25・10・27基収第2693号）。

また、作業中にハチに咬まれた配管作業員の負傷した事例は、次のとおり。

〔事実〕A建設の配管作業員である被災者Nは、朝6時から資材係、倉庫番などと協力し、昨夜運搬されてきた小型パイプ同営業所資材置場に乱雑に荷下しされているのを整理していたが、材料が小型のため、附近の草むらに投げ込まれていないかと草むらに探しに入ったところ、この地に多く生息するハチに左足部を咬まれ負傷した。

〔判断〕この件は、資材整理に際し、危険な職場環境に起因して生じた業務上の負



傷である（昭27・9・6基災収第3026号）として取扱われている。

今回のように、痛い思いをするのは、当人だから、S社としては2カ月に1回の浄化槽の点検の作業ということであれば、毎年特にこの時季（8～9月頃）については、ハチの活動も活発となり、今回のようにハチは頭部や顔面や身体の露出部分が真っ先にねらってくるようなので、顔面、頭などを保護するための防ハチ網や防護手袋などの着用をさせることが必要となる。

また、今回事業主が負傷したわけだが、S社の労働者が同じ目にあうことは十分予見される。そこで、安全配慮義務としての管理が必要となる。

使用者の安全配慮義務の一般的内容として、「労働者が労務提供のため設置する場所、設備もしくは器具等を使用し又は使用者の指示のもとに労務を提供する過程において、労働者の生命及び身体等を危険から保護するよう配慮すべき義務」となっている。具体的な内容については、労務内容、労務提供場所などの具体的状況によって異なる。いずれにしても、物的・人的管理を尽くして労働災害の危険から労働者を保護して使用する義務が生じる。